

高圧ガス保安協会手数料表

昭和62年5月1日 制定

令和2年4月1日 改定

高圧ガス保安協会

(認可手数料)

I 高圧ガス保安協会業務方法書(以下「方法書」という。)第66条第1項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

(※の手数料は消費税込み。その他は非課税)

1. 受講料

(1) 方法書第7条の高圧ガス製造保安係員等の講習

区	分	手 数 料
イ. 高圧ガス製造保安係員	書面申込みの場合	10,800 円
	インターネット申込みの場合	10,300 円
ロ. 高圧ガス製造保安主任者	書面申込みの場合	13,400 円
	インターネット申込みの場合	12,900 円
ハ. 高圧ガス製造保安企画推進員	書面申込みの場合	13,400 円
	インターネット申込みの場合	12,900 円

※(2) 方法書第8条の試験科目免除講習(検定料を含む。)

区	分	手 数 料	
イ. 製造講習	甲種化学	書面申込みの場合	23,600 円
		インターネット申込みの場合	23,000 円
	乙種化学	書面申込みの場合	20,600 円
		インターネット申込みの場合	20,100 円
	丙種化学液石	書面申込みの場合	20,600 円
		インターネット申込みの場合	20,100 円
	丙種化学特別	書面申込みの場合	20,600 円
		インターネット申込みの場合	20,100 円
	甲種機械	書面申込みの場合	23,600 円
		インターネット申込みの場合	23,000 円
	乙種機械	書面申込みの場合	20,600 円
		インターネット申込みの場合	20,100 円
	第一種冷凍機械	書面申込みの場合	23,600 円
		インターネット申込みの場合	23,000 円
第二種冷凍機械	書面申込みの場合	20,600 円	
	インターネット申込みの場合	20,100 円	
第三種冷凍機械	書面申込みの場合	16,900 円	
	インターネット申込みの場合	16,400 円	
(ただし、乙種化学講習、丙種化学液石講習、丙種化学特別講習又は乙種機械講習を受ける者のうち、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第4条第2項の規定の適用を受けるものの受講料(検定料を含む。)については同額、第3項の規定の適用を受けるものの受講料(検定料を含む。)については、8,220 円とする。)			
ロ. 販売講習	第一種販売	書面申込みの場合	14,200 円
		インターネット申込みの場合	13,700 円
	第二種販売	書面申込みの場合	14,200 円
		インターネット申込みの場合	13,700 円

(3) 方法書第9条の移動監視者講習(検定料を含む。)

区	分	手 数 料
移動監視者講習		13,200 円
移動監視者講習(液化石油ガス)		12,400 円

(4) 方法書第10条の特定高圧ガス取扱主任者講習(検定料を含む)

区	分	手 数 料
特定高圧ガス取扱主任者講習		11,400 円

(5) 方法書第11条の業務主任者講習

区	分	手 数 料
業務主任者講習		4,630 円

(6) 方法書第12条の液化石油ガス設備士再講習

区	分	手 数 料
液化石油ガス設備士再講習		4,800 円

(7) 方法書第13条の業務主任者の代理者講習(検定料を含む。)

区	分	手 数 料
業務主任者の代理者講習		14,200 円

(8) 方法書第14条の充てん作業員再講習

区	分	手 数 料
充てん作業員再講習		7,700 円

(9) 方法書第15条の液化石油ガス設備士の認定に係る講習

区	分	手 数 料
液化石油ガス設備士の認定に係る講習		2,900 円

(10) 方法書第17条の保安業務員講習(検定料を含む。)

区	分	手 数 料
保安業務員講習		13,200 円

(11) 方法書第18条の調査員講習(検定料を含む。)

区	分	手 数 料
調査員講習		7,140 円

(12) 方法書第19条の充てん作業員講習

区	分	手 数 料
イ. 座学 (修了試験料を含む。)		15,400 円
ロ. 実習		27,400 円
ハ. 科目免除者 (修了試験料を含む。)		11,600 円

(13) 方法書第57条の液化石油ガス設備士講習(筆記試験料を含む。)

区	分	手 数 料
イ. 第1講習		107,400 円
ロ. 第2講習及び第3講習		13,400 円

(14) 方法書第57条第3項及び第4項の液化石油ガス設備士講習に係る修了試験

区	分	手 数 料
技能試験 (材料費を含む)		16,200 円

2. 国内検査等手数料

(1) 方法書第27条の完成検査

区	分	手 数 料
イ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造許可に係る完成検査	(イ) 高圧ガス製造設備 ((ロ)、 (ハ) 及び (ニ) を除く。)	
	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	391,200 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	236,200 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	152,700 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	97,800 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	76,300 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	59,100 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	46,200 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	36,200 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	19,800 円
	(ロ) 高圧ガス製造設備 (移動式製造設備のもの)	
	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	62,700 円
	5,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	51,300 円
	1,000,000m ³ 以上 5,000,000m ³ 未満	40,600 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	29,100 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	18,100 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	14,200 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	10,700 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	8,770 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	7,410 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	5,000 円
	(ハ) 高圧ガス製造設備 (冷凍のためのもの)	

	冷凍能力3,000トン以上の設備 1,000トン以上 3,000トン未満 300トン以上 1,000トン未満 100トン以上 300トン未満 20トン以上 100トン未満	78,100 円 61,600 円 48,000 円 37,700 円 24,900 円
	(ニ) 液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	5,580 円
ロ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査	(イ) 高圧ガス製造設備（(ロ)、(ハ)及び(ニ)を除く。） 変更後の処理容積が10,000,000m ³ 以上増加する場合 1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満 500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満 100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満 25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満 5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満 1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満 200m ³ 以上 1,000m ³ 未満 200m ³ 未満 その他の場合	257,600 円 152,700 円 102,500 円 64,100 円 46,900 円 41,200 円 38,300 円 25,500 円 17,400 円 10,300 円
	(ロ) 高圧ガス製造設備（移動式製造設備のもの） 変更後の処理容積が10,000,000m ³ 以上増加する場合 5,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満 1,000,000m ³ 以上 5,000,000m ³ 未満 500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満 100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満 25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満 5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満 1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満 200m ³ 以上 1,000m ³ 未満 200m ³ 未満 その他の場合	44,100 円 35,500 円 29,100 円 21,000 円 12,100 円 9,540 円 8,180 円 6,130 円 5,360 円 3,440 円 2,160 円
	(ハ) 高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの） 変更後の冷凍能力が3,000トン以上増加する場合 1,000トン以上 3,000トン未満 300トン以上 1,000トン未満 100トン以上 300トン未満 100トン未満 その他の場合	48,600 円 43,500 円 38,500 円 26,200 円 20,500 円 11,000 円
	(ニ) 液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	5,580 円
ハ. 高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所設置許可に係る完成検査		16,600 円
ニ. 高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所位置等変更許可に係る完成検査	変更後の貯蔵容積が増加する場合 その他の場合	9,320 円 7,190 円
ホ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に係る完成検査		27,200 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 5,320 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
ヘ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可に係る完成検査		20,500 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 5,320 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
ト. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の設置許可に係る完成検査		32,000 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
チ. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の変更許可に係る完成検査		23,400 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

(2) 方法書第27条の2の輸入検査

区	分	手数料
---	---	-----

イ. 容積1,000m ³ 以上（液化ガスにあっては、質量10トン以上）の高圧ガス	25,300 円
ロ. 容積300m ³ 以上 1,000m ³ 未満（液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガス	19,600 円
ハ. 容積300m ³ 未満（液化ガスにあっては、質量3トン未満）の高圧ガス	11,900 円

(3) 方法書第29条の保安検査

区 分		手 数 料
イ. 高圧ガス製造設備 （口及びハを除く。）	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	572,500 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	345,800 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	233,800 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	140,700 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	112,100 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	88,200 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	69,200 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	54,900 円
	100m ³ 以上 200m ³ 未満	29,100 円
ロ. 高圧ガス製造設備 （移動式のみのもの）	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	88,200 円
	5,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	74,000 円
	1,000,000m ³ 以上 5,000,000m ³ 未満	58,700 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	42,500 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	28,400 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	20,300 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	18,400 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	13,800 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	10,900 円
100m ³ 以上 200m ³ 未満	7,110 円	
ハ. 高圧ガス製造設備 （冷凍のためのもの）	冷凍能力3,000トン以上の設備	115,100 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	91,000 円
	300トン以上 1,000トン未満	72,800 円
	100トン以上 300トン未満	57,400 円
	20トン以上 100トン未満	40,100 円
（ただし、会長が委嘱した者が実施する検査の手数料については、別に定める。）		
ニ. 液化石油ガス法に基づくもの		24,500 円

(4) 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 完成検査実施者の認定に係る調査 施設の追加	1,998,000 円 851,200 円
ロ. 保安検査実施者の認定に係る調査（連続運転） 施設の追加	2,743,000 円 1,224,000 円
ハ. 保安検査実施者の認定に係る調査（停止） 施設の追加	2,408,000 円 1,037,000 円
ニ. イ+ロの調査	3,641,000 円
ホ. イ+ハの調査	3,305,000 円
ヘ. ロ+ハの調査	3,819,000 円
ト. イ+ロ+ハの調査	4,387,000 円

(5) 方法書第33条の容器検査及び容器再検査

A 次に掲げる容器検査

- ①「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく容器検査
- ②方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ③方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査
- ④方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ⑤方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

区 分	手数料（1個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	
内容積1,000ℓ以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	1個につき 14,300 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 1,530 円を加算した額
11個目から 50個目まで	1個につき 4,260 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 460 円を加算した額
51個目から	1個につき 2,140 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 232 円を加算した額
500ℓ以上1,000ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	14,300 円
11個目から 50個目まで	4,260 円
51個目から	2,140 円
500ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	6,040 円
11個目から 50個目まで	1,960 円
51個目から	972 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	
内容積150ℓ以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	1個につき 288 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 53 円を加算した額
101個目から 200個目まで	256 円
201個目から 400個目まで	155 円
401個目から 600個目まで	102 円
601個目から	81 円
30ℓ以上150ℓ未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	288 円
101個目から 200個目まで	256 円
201個目から 400個目まで	155 円
401個目から 600個目まで	102 円
601個目から	81 円

	<p>5%以上30%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 242 円 101個目から 200個目まで 215 円 201個目から 400個目まで 122 円 401個目から 600個目まで 84 円 601個目から 68 円</p> <p>1%以上5%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 173 円 101個目から 200個目まで 142 円 201個目から 400個目まで 86 円 401個目から 600個目まで 59 円 601個目から 43 円</p> <p>1%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 136 円 101個目から 200個目まで 119 円 201個目から 400個目まで 74 円 401個目から 600個目まで 48 円 601個目から 37 円</p>	
ハ. 高強度鋼容器検査 (イ又はロを除く。)	<p>内容積30%以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで 176 円 201個目から 400個目まで 108 円 401個目から 600個目まで 70 円 601個目から 61 円</p> <p>5%以上30%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 208 円 101個目から 200個目まで 176 円 201個目から 400個目まで 108 円 401個目から 600個目まで 70 円 601個目から 61 円</p> <p>1%以上5%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 145 円 101個目から 200個目まで 127 円 201個目から 400個目まで 80 円 401個目から 600個目まで 54 円 601個目から 38 円</p> <p>1%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 124 円 101個目から 200個目まで 116 円 201個目から 400個目まで 64 円 401個目から 600個目まで 44 円 601個目から 34 円</p>	<p>1個につき 208 円に10%又はその端数を増すごとに 3 円を加算した額</p>

二. イ～ハ以外の継目なし 容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	1個につき 6,590 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	11個目から 50個目まで	1個につき 1,950 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額
	51個目から	1個につき 974 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	6,590 円
	11個目から 50個目まで	1,950 円
	51個目から	974 円
	150ℓ以上 500ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	756 円
	101個目から 200個目まで	721 円
	201個目から 400個目まで	429 円
	401個目から 600個目まで	289 円
	601個目から	231 円
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	192 円
	101個目から 200個目まで	171 円
	201個目から 400個目まで	102 円
	401個目から 600個目まで	70 円
	601個目から	55 円
5ℓ以上 30ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	153 円	
101個目から 200個目まで	123 円	
201個目から 400個目まで	72 円	
401個目から 600個目まで	47 円	
601個目から	37 円	
1ℓ以上 5ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	95 円	
101個目から 200個目まで	80 円	
201個目から 400個目まで	64 円	
401個目から 600個目まで	43 円	
601個目から	28 円	
1ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	74 円	
101個目から 200個目まで	69 円	
201個目から 400個目まで	48 円	
401個目から 600個目まで	34 円	
601個目から	24 円	

ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	1個につき 6,590 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	11個目から 50個目まで	1個につき 1,950 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額
	51個目から	1個につき 974 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	6,590 円
	11個目から 50個目まで	1,950 円
	51個目から	974 円
	150ℓ以上 500ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	756 円
	101個目から 200個目まで	714 円
	201個目から 400個目まで	586 円
	401個目から 600個目まで	292 円
	601個目から	146 円
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器	
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	192 円	
101個目から 200個目まで	108 円	
201個目から 400個目まで	79 円	
401個目から 600個目まで	39 円	
601個目から	20 円	
5ℓ以上 30ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	153 円	
101個目から 200個目まで	78 円	
201個目から 400個目まで	60 円	
401個目から 600個目まで	28 円	
601個目から	14 円	
1ℓ以上 5ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	95 円	
101個目から 200個目まで	48 円	
201個目から 400個目まで	37 円	
401個目から 600個目まで	19 円	
601個目から	10 円	
1ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	74 円	
101個目から 200個目まで	38 円	
201個目から 400個目まで	28 円	
401個目から 600個目まで	14 円	
601個目から	8 円	

B A以外の容器検査

区 分	手 数 料
A以外の容器検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

C 容器再検査

	区 分	手数料（1個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器再検査	内容積1,000ℓ以上の容器	1個につき 14,300 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 1,530 円を加算した額
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器 500ℓ未満の容器	14,300 円 6,040 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器再検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150ℓ以上の容器	1個につき 288 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 53 円を加算した額
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器	288 円
	5ℓ以上 30ℓ未満の容器	242 円
	1ℓ以上 5ℓ未満の容器	173 円
	1ℓ未満の容器	136 円
ハ. 高強度鋼容器再検査（イ又はロを除く。）	内容積30ℓ以上の容器	1個につき 208 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 3 円を加算した額
	5ℓ以上 30ℓ未満の容器	208 円
	1ℓ以上 5ℓ未満の容器	145 円
	1ℓ未満の容器	124 円
ニ. イ～ハ以外の継目なし容器再検査	内容積1,000ℓ以上の容器	1個につき 6,590 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器	6,590 円
	150ℓ以上 500ℓ未満の容器	756 円
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器	192 円
	5ℓ以上 30ℓ未満の容器	153 円
	1ℓ以上 5ℓ未満の容器	95 円
	1ℓ未満の容器	74 円
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器再検査	内容積1,000ℓ以上の容器	1個につき 6,590 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器	6,590 円
	150ℓ以上 500ℓ未満の容器	756 円
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器	192 円
	5ℓ以上 30ℓ未満の容器	153 円
	1ℓ以上 5ℓ未満の容器	95 円
	1ℓ未満の容器	74 円

(6) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 729,900 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 176,900 円の合計額

(7) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区 分	手 数 料
容器の型式承認の試験	141,500 円

(8) 方法書第36条の附属品検査及び附属品再検査

A 次に掲げる附属品検査

- ① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく附属品検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく附属品検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

区	分	手数料（1個につき）
イ. ロ以外の容器の附属品検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 50個目まで	1,000 円
	51個目から 100個目まで	576 円
	101個目から 150個目まで	285 円
	151個目から	94 円
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 50個目まで	488 円
	51個目から 100個目まで	289 円
	101個目から 150個目まで	144 円
	151個目から	47 円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 5,000個目まで	29 円
	5,001個目から 10,000個目まで	15 円
	10,001個目から	10 円
	150ℓ未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 5,000個目まで	19 円
	5,001個目から10,000個目まで	12 円
	10,001個目から	7 円

B A以外の附属品検査

区	分	手数料
A以外の附属品検査		Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

C 附属品再検査

区	分	手数料（1個につき）
イ. ロ以外の容器の附属品再検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品	1,000 円
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品	488 円
	500ℓ未満の容器の附属品	17 円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品再検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品	29 円
	150ℓ未満の容器の附属品	19 円

(9) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区	分	手数料
イ. 新規・更新		1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 729,900 円の合計額
ロ. 区分追加		1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 176,900 円の合計額

(10) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区	分	手数料
附属品の型式承認の試験		111,500 円

(11) 方法書第39条の特定設備検査

A 次に掲げる特定設備検査

- ① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく特定設備検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

	区 分	手数料（1基につき）
イ. ロ～ト以外の特定設備	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	523,000 円
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	456,300 円
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	393,500 円
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	327,200 円
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	271,400 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	219,400 円
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	159,600 円
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	115,000 円
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	77,200 円
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	47,800 円
	100ℓ以上 1m ³ 未満	33,200 円
	10ℓ以上 100ℓ未満	30,800 円
	10ℓ未満	20,000 円
	ロ. 構成する部品点数が1である特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備
100ℓ以上 1m ³ 未満		23,100 円
10ℓ以上 100ℓ未満		20,800 円
10ℓ未満		17,100 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1基目から5基目まで	22,700 円
	6基目から10基目まで	10,600 円
	11基目から 100ℓ以上 1m ³ 未満の特定設備 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1基目から5基目まで	6,560 円
	6基目から10基目まで	15,300 円
	11基目から	7,500 円
		3,490 円
ニ. 岩盤貯槽の特定設備（ホを除く。）	内容積800,000m ³ 以上の特定設備	14,929,000 円
	500,000m ³ 以上 800,000m ³ 未満	13,920,000 円
	200,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	12,499,000 円
	200,000m ³ 未満	10,857,000 円
ホ. 鋼製ライニング式岩盤貯槽の特定設備	内容積500m ³ 以上 1,000m ³ 未満の特定設備	2,371,000 円
	500m ³ 未満	2,028,000 円
ヘ. 製造工程制限検査の特定設備（トを除く。）	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	101,500 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	88,100 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	75,600 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	62,100 円に工程の数を乗じた額及び 15,300 円の合計額
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	51,500 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	41,200 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	30,100 円に工程の数を乗じた額及び 9,530 円の合計額

	100m ³ 以上	500m ³ 未満	21,800 円に工程の数を乗じた額及び 5,690 円の合計額
	10m ³ 以上	100m ³ 未満	14,500 円に工程の数を乗じた額及び 3,810 円の合計額
	1m ³ 以上	10m ³ 未満	8,930 円に工程の数を乗じた額及び 2,960 円の合計額
	1m ³ 未満		6,050 円に工程の数を乗じた額及び 1,420 円の合計額
ト. 製造工程制限検査の 特定設備（構成する 部品点数が1である ものに限る。）	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備		6,440 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額
	1m ³ 未満		5,590 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額

B A以外の特定設備検査

区 分	手 数 料
A以外の特定設備検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2 の容器等の基準・規格に係る事前評 価の手数料額を加算した額

(12) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 62,000 円に区分の数を 乗じた額及び 740,200 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 62,000 円に区分の数を 乗じた額及び 178,100 円の合計額

3. 国内認定手数料

(1) 方法書第42条の指定設備の認定

区 分	手数料（設備毎）	
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	185,500 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	143,800 円
	300トン以上 1,000トン未満	114,200 円
	100トン以上 300トン未満	94,100 円
	20トン以上 100トン未満	65,900 円
ロ. 窒素製造用空気分離 装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	933,500 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	559,200 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	371,300 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	236,600 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	183,800 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	147,100 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	113,600 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	92,300 円
100m ³ 以上 200m ³ 未満	55,100 円	

(2) 方法書第42条の2の認定指定設備の移設等に係る調査

区 分	手数料（設備毎）	
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	67,200 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	61,100 円
	300トン以上 1,000トン未満	56,500 円
	100トン以上 300トン未満	48,800 円
	20トン以上 100トン未満	40,300 円

ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備		690,300 円
	1,000,000m ³ 以上	10,000,000m ³ 未満	414,300 円
	500,000m ³ 以上	1,000,000m ³ 未満	278,100 円
	100,000m ³ 以上	500,000m ³ 未満	180,300 円
	25,000m ³ 以上	100,000m ³ 未満	141,600 円
	5,000m ³ 以上	25,000m ³ 未満	113,900 円
	1,000m ³ 以上	5,000m ³ 未満	90,100 円
	200m ³ 以上	1,000m ³ 未満	74,500 円
	100m ³ 以上	200m ³ 未満	46,800 円

(3)方法書第42条の3の認定指定設備の交換に係る調査

区 分		手数料（設備毎）	
窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備		357,600 円
	1,000,000m ³ 以上	10,000,000m ³ 未満	212,400 円
	500,000m ³ 以上	1,000,000m ³ 未満	168,800 円
	100,000m ³ 以上	500,000m ³ 未満	125,100 円
	25,000m ³ 以上	100,000m ³ 未満	91,400 円
	5,000m ³ 以上	25,000m ³ 未満	78,400 円
	1,000m ³ 以上	5,000m ³ 未満	64,100 円
	200m ³ 以上	1,000m ³ 未満	51,500 円
	100m ³ 以上	200m ³ 未満	44,000 円

4. 機器の試験等手数料

(1) 方法書第31条の機器の試験

区 分		手数料（1個につき）	
イ. 第31条第3項の耐圧試験及び第4項の気密試験（強度試験を除く。）	(イ) 圧縮機等		
	冷凍能力20ト以上	8,590 円	
	冷凍能力20ト未満	6,290 円	
	(ロ) 圧力容器		
	容積 1,000ℓ以上	8,590 円	
	容積 1,000ℓ未満	6,290 円	
ロ. 第31条第3項の強度試験		機器の部品1個につき 11,400 円	
ハ. 第31条第5項の気密試験	冷凍能力300ト以上の機器		29,700 円
	100ト以上	300ト未満の機器	26,500 円
	20ト以上	100ト未満の機器	24,200 円
	20ト未満の機器		21,900 円
(ただし、設備変更の場合であって、冷凍能力が増加しないものにあつては、冷凍能力にかかわらず機器1個につき21,900円とする。)			
ニ. 第31条第6項の材料試験、溶接部試験、耐圧試験及び気密試験	(イ) 圧縮機等	8,590 円	
	(ロ) 冷媒設備に係る容器	26,500 円	
ホ. 第31条第6項の強度試験適用承認			機器の部品1件につき
	5,000個以上		32,100 円
	1,000個以上	5,000個未満	28,600 円
	500個以上	1,000個未満	25,100 円
	500個未満		21,300 円
ヘ. 第31条第6項に基づく設計強度確認試験又は溶接施工法の承認	(イ) 設計強度確認試験	43,400 円	
	(ロ) 溶接施工法の承認	43,300 円	
(ただし、合格した形式の有効期間内に同一形式を追加申請する場合にあつては、23,200円とする。)			
ト. 第31条第7項の試験		機器の部品1個につき 6,290 円	

5. 外国検査、認定等手数料

次に掲げる手数料の額に、92,800 円(東南アジア(タイ以東)・東アジア地域にあつては 46,400 円)に出張回数に乗じて得られた額及び当該検査等をするため職員1人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額(以下「旅費等」という。)を加算した額とする。

ただし、容器・附属品の型式承認の試験、特定設備検査及び指定設備の認定において、同一の申請者に係る申請であつて申請に係る設備等の数量が2以上であり、かつ、その出張で2以上の数量の設備等の検査等が実施できる場合にあつては、それぞれの手数を合算して得られた額に旅費等を加算した額とする。

(1) 方法書第33条の容器検査

A 次に掲げる容器検査

- ① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく容器検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果(公開されたものを含む。)に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

	区 分	手数料(1個につき)
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	1個につき 13,700 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 1,530 円を加算した額
	11個目から 50個目まで	1個につき 3,590 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 460 円を加算した額
	51個目から	1個につき 1,460 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 232 円を加算した額
	500ℓ以上1,000ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	13,700 円
	11個目から 50個目まで	3,590 円
	51個目から	1,460 円
	500ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで	5,730 円
11個目から 50個目まで	1,650 円	
51個目から	662 円	
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器(イを除く。)	内容積150ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	1個につき 275 円に10ℓ又はその端数を増すごとに 53 円を加算した額
	101個目から 200個目まで	244 円
	201個目から 400個目まで	143 円
	401個目から 600個目まで	90 円
	601個目から	69 円
	30ℓ以上150ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	275 円
	101個目から 200個目まで	244 円
	201個目から 400個目まで	143 円
	401個目から 600個目まで	90 円
	601個目から	69 円
	5ℓ以上30ℓ未満の容器	
同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで	234 円	
101個目から 200個目まで	207 円	
201個目から 400個目まで	114 円	
401個目から 600個目まで	76 円	
601個目から	60 円	

	<p>1%以上5%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 167 円 101個目から 200個目まで 135 円 201個目から 400個目まで 80 円 401個目から 600個目まで 53 円 601個目から 37 円</p> <p>1%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 131 円 101個目から 200個目まで 114 円 201個目から 400個目まで 69 円 401個目から 600個目まで 43 円 601個目から 32 円</p>	
ハ. 高強度鋼容器検査 (イ又はロを除く。)	<p>内容積30%以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで</p> <p>101個目から 200個目まで 163 円 201個目から 400個目まで 95 円 401個目から 600個目まで 58 円 601個目から 48 円</p> <p>5%以上30%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 196 円 101個目から 200個目まで 163 円 201個目から 400個目まで 95 円 401個目から 600個目まで 58 円 601個目から 48 円</p> <p>1%以上5%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 139 円 101個目から 200個目まで 121 円 201個目から 400個目まで 74 円 401個目から 600個目まで 47 円 601個目から 32 円</p> <p>1%未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 119 円 101個目から 200個目まで 111 円 201個目から 400個目まで 59 円 401個目から 600個目まで 39 円 601個目から 29 円</p>	<p>1個につき 196 円に10%又はその端数を増すごとに 3 円を加算した額</p>

二. イ～ハ以外の継目なし 容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器		1個につき 6,140 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額 1個につき 1,500 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額 1個につき 522 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、			
	1個目から 10個目まで			
	11個目から 50個目まで			
	51個目から			
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器			
	同一日に検査を行う申請数量のうち、			
	1個目から 10個目まで	6,140 円		
	11個目から 50個目まで	1,500 円		
	51個目から	522 円		
	150ℓ以上 500ℓ未満の容器			
	同一日に検査を行う申請数量のうち、			
	1個目から 100個目まで	731 円		
	101個目から 200個目まで	696 円		
	201個目から 400個目まで	404 円		
	401個目から 600個目まで	264 円		
	601個目から	206 円		
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器			
	同一日に検査を行う申請数量のうち、			
	1個目から 100個目まで	180 円		
101個目から 200個目まで	158 円			
201個目から 400個目まで	90 円			
401個目から 600個目まで	58 円			
601個目から	42 円			
5ℓ以上 30ℓ未満の容器				
同一日に検査を行う申請数量のうち、				
1個目から 100個目まで	145 円			
101個目から 200個目まで	114 円			
201個目から 400個目まで	63 円			
401個目から 600個目まで	38 円			
601個目から	29 円			
1ℓ以上 5ℓ未満の容器				
同一日に検査を行う申請数量のうち、				
1個目から 100個目まで	89 円			
101個目から 200個目まで	74 円			
201個目から 400個目まで	58 円			
401個目から 600個目まで	37 円			
601個目から	22 円			
1ℓ未満の容器				
同一日に検査を行う申請数量のうち、				
1個目から 100個目まで	69 円			
101個目から 200個目まで	64 円			
201個目から 400個目まで	43 円			
401個目から 600個目まで	29 円			
601個目から	19 円			

ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	内容積1,000ℓ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	1個につき 6,140 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 362 円を加算した額
	1個目から 10個目まで	
	11個目から 50個目まで	1個につき 1,500 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 112 円を加算した額
	51個目から	1個につき 522 円に 1,000ℓ又はその端数を増すごとに 55 円を加算した額
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 10個目まで	6,140 円
	11個目から 50個目まで	1,500 円
	51個目から	522 円
	150ℓ以上 500ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 100個目まで	731 円
	101個目から 200個目まで	689 円
	201個目から 400個目まで	561 円
	401個目から 600個目まで	267 円
	601個目から	121 円
	30ℓ以上 150ℓ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 100個目まで	180 円
101個目から 200個目まで	95 円	
201個目から 400個目まで	66 円	
401個目から 600個目まで	27 円	
601個目から	8 円	
5ℓ以上 30ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、		
1個目から 100個目まで	145 円	
101個目から 200個目まで	69 円	
201個目から 400個目まで	51 円	
401個目から 600個目まで	20 円	
601個目から	6 円	
1ℓ以上 5ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、		
1個目から 100個目まで	89 円	
101個目から 200個目まで	41 円	
201個目から 400個目まで	31 円	
401個目から 600個目まで	12 円	
601個目から	4 円	
1ℓ未満の容器		
同一日に検査を行う申請数量のうち、		
1個目から 100個目まで	69 円	
101個目から 200個目まで	33 円	
201個目から 400個目まで	23 円	
401個目から 600個目まで	9 円	
601個目から	3 円	

B A以外の容器検査

区 分	手 数 料
A以外の容器検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(2) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 665,200 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 154,200 円の合計額

(3) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区 分	手 数 料
容器の型式承認の試験	116,900 円

(4) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 665,200 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 60,000 円に区分の数を乗じた額及び 154,200 円の合計額

(5) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区 分	手 数 料
附属品の型式承認の試験	86,900 円

(6) 方法書第39条の特定設備検査

A 次に掲げる特定設備検査

- ① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第2に掲げる例示基準に基づく特定設備検査
- ② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査
- ④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査
- ⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

	区 分	手数料（1基につき）
イ. 口～ホ以外の特定設備	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	315,500 円
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	273,200 円
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	235,100 円
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	193,100 円
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	160,100 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	130,300 円
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	92,800 円
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	66,000 円
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	40,600 円
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	23,300 円
	100%以上 1m ³ 未満	12,900 円
	10%以上 100%未満	8,930 円
	10%未満	6,970 円
	ロ. 構成する部品点数が1である特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備
100%以上 1m ³ 未満		11,600 円
10%以上 100%未満		9,160 円
10%未満		5,400 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1基目から5基目まで	12,000 円
	6基目から10基目まで	5,710 円
	11基目から 100%以上 1m ³ 未満の特定設備 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1基目から5基目まで	5,190 円
	6基目から10基目	8,100 円
	11基目から	4,000 円
		3,400 円
ニ. 製造工程制限検査の特定設備（ホを除く。）	内容積100,000m ³ 以上の特定設備	53,800 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	46,600 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	40,000 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	33,000 円に工程の数を乗じた額及び 15,400 円の合計額
	5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	27,300 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	21,900 円に工程の数を乗じた額及び 13,300 円の合計額
	500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	15,900 円に工程の数を乗じた額及び 9,530 円の合計額
	100m ³ 以上 500m ³ 未満	11,600 円に工程の数を乗じた額及び 5,690 円の合計額
	10m ³ 以上 100m ³ 未満	7,850 円に工程の数を乗じた額及び 3,810 円の合計額
	1m ³ 以上 10m ³ 未満	4,690 円に工程の数を乗じた額及び 2,960 円の合計額
	1m ³ 未満	3,240 円に工程の数を乗じた額及び 1,420 円の合計額
ホ. 製造工程制限検査の特定設備（構成する部品点数が1であるものに限る。）	内容積1m ³ 以上10m ³ 未満の特定設備	3,490 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額
	1m ³ 未満	2,650 円に工程の数を乗じた額及び 1,020 円の合計額

B A以外の特定設備検査

区 分	手 数 料
A以外の特定設備検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(7) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区 分	手 数 料
イ. 新規・更新	1件につき 62,000 円に区分の数を乗じた額及び 652,100 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 62,000 円に区分の数を乗じた額及び 152,400 円の合計額

(8) 方法書第42条の指定設備の認定

区 分	手 数 料 (設備毎)	
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	158,600 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	122,200 円
	300トン以上 1,000トン未満	97,800 円
	100トン以上 300トン未満	83,000 円
	20トン以上 100トン未満	60,100 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m ³ 以上の設備	788,700 円
	1,000,000m ³ 以上 10,000,000m ³ 未満	470,200 円
	500,000m ³ 以上 1,000,000m ³ 未満	310,100 円
	100,000m ³ 以上 500,000m ³ 未満	201,900 円
	25,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	155,900 円
	5,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	124,400 円
	1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	96,400 円
	200m ³ 以上 1,000m ³ 未満	80,400 円
100m ³ 以上 200m ³ 未満	48,300 円	

(9) 方法書第31条第6項に基づく設計強度確認試験又は溶接施工法の承認

区 分	手 数 料
方法書第31条第6項に基づく設計強度確認試験又は溶接施工法の承認	23,200 円

6. 証明書等の交付等手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区 分	手 数 料
イ. 写真の貼付を要しないもの	1枚につき 1,140 円
ロ. 写真の貼付を要するもの	1枚につき 1,450 円

(2) 方法書第31条第3項から第8項の証明書等及び同副本の交付及び再交付

区 分	手 数 料
証明書等及び同副本の交付及び再交付	1通につき 873 円

(3) 方法書第39条第3項の特定設備検査合格証の再交付

区	分	手	数	料
特定設備検査合格証の再交付		1	通につき	2,200 円

(4) 方法書第42条第3項の指定設備認定証の再交付

区	分	手	数	料
指定設備認定証の再交付		1	通につき	2,200 円

(5) 方法書第41条の特定設備基準適合証の交付

区	分	手	数	料
イ. 口以外の基準適合証		1	通につき	7,290 円
ロ. バルク貯槽の基準適合証	1 基目から 5 基目まで	1	申請につき	4,370 円
	6 基目から	1	申請につき	1,450 円

(6) 方法書第41条第2項の特定設備基準適合証の再交付

区	分	手	数	料
特定設備基準適合証の再交付		1	通につき	2,200 円

7. 容器証明書書換等手数料

方法書第33条第5項の容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置

区	分	手	数	料
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置		1	枚又は1個につき	966 円

II 方法書第66条第2項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。(手数料はすべて消費税込み)

1. 受講料

(1) 方法書第21条第1項のポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習(検定料及び材料費を含む。)

区 分	手 数 料
ポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習	44,100 円

(2) 方法書第21条第2項のポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習等

区 分	手 数 料
イ. ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習 (検定料及び材料費を含む。)	13,200 円
ロ. ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習に係る修了試験技能試験(材料費を含む。)	11,200 円

(3) 方法書第22条第1項の配管用フレキ管講習

区 分	手 数 料
イ. 配管用フレキ管講習(検定料及び材料費を含む。)	32,300 円
ロ. 配管用フレキ管講習に係る修了試験技能試験(材料費を含む。)	28,000 円

(4) 方法書第22条第3項の配管用フレキ管講習修了者の登録

区 分	手 数 料
配管用フレキ管講習修了者の登録	1 件につき 1,830 円
登録証の再交付	1 件につき 995 円

(5) 方法書第22条第4項の配管用フレキ管講習実施者の確認

区 分	手 数 料
配管用フレキ管講習実施者の確認	1 件につき 18,100 円

(6) 方法書第23条第1項の液化石油ガスバルク供給受入側保安責任者講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
	会員の場合	非会員の場合
イ. 無経験者講習	24,900 円	37,400 円
ロ. 経験者講習	8,170 円	12,200 円

(7) 方法書第23条第2項のCE受入側保安責任者講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
	会員の場合	非会員の場合
CE受入側保安責任者講習	19,300 円	29,000 円

(8) 方法書第26条の冷凍空調施設工事業所認定関係講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料
イ. 保安確認講習	
(イ) フルオロカーボン冷媒	5,860 円
(ロ) アンモニア冷媒	6,910 円
ロ. 付加講習	6,910 円
ハ. 無資格者講習(注)	
(イ) フルオロカーボン冷媒	13,200 円
(ロ) アンモニア冷媒	14,200 円
(注)ハの検定合格者については、保安確認講習を含め上記により次の金額が必要となる。	
(イ) フルオロカーボン冷媒	
無資格者講習受講料	13,200 円
保安確認講習受講料	5,860 円
+	=
	19,060 円
(ロ) アンモニア冷媒	
無資格者講習受講料	14,200 円
保安確認講習受講料	6,910 円
+	=
	21,110 円

2. 認定等手数料

(1) 方法書第28条の2及び第30条の2の特定認定完成検査・特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査

A 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査（以下「認定調査」という。）と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「I. 4. (2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含まない場合）

区 分	手 数 料
イ. 特定認定完成検査実施事業者の認定に係る調査 施設の追加	1,252,000 円 502,700 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転） 施設の追加	1,784,000 円 764,100 円
ハ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止） 施設の追加	1,545,000 円 630,800 円
ニ. イ+ロの調査	2,427,000 円
ホ. イ+ハの調査	2,186,000 円
ヘ. ロ+ハの調査	2,554,000 円
ト. イ+ロ+ハの調査	2,959,000 円

B 認定調査と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「I. 4. (2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含む場合）

区 分	手 数 料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転） 施設の追加	2,109,000 円 1,024,000 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止） 施設の追加	1,869,000 円 890,900 円
ハ. (Aのイ)+イの調査	2,751,000 円
ニ. (Aのイ)+ロの調査	2,510,000 円
ホ. イ+ロの調査	2,878,000 円
ヘ. (Aのイ)+イ+ロの調査	3,284,000 円

C 「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「附則2.」に基づき、「I. 4. (2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る更新申請を行う場合

区 分	手 数 料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る更新調査	778,900 円

(2) 方法書第28条の3の自主保安高度化事業者の認定に係る調査

区 分	手 数 料
自主保安高度化事業者の認定に係る調査	1,351,000 円

ただし、

上記(2)において、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の当該調査に係る手数料は、811,200 円とする。

- ①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
- ②容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

(3) 方法書第43条の多孔質物性能試験

区 分	手 数 料
多孔質物性能試験	1品種につき 218,700円

(4) 方法書第45条のCEの移設検査

区 分	手数料（設備毎）
内容積100,000m ³ 以上の設備	577,100円
50,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満	503,500円
25,000m ³ 以上 50,000m ³ 未満	434,500円
10,000m ³ 以上 25,000m ³ 未満	361,400円
5,000m ³ 以上 10,000m ³ 未満	299,900円
1,000m ³ 以上 5,000m ³ 未満	242,500円
500m ³ 以上 1,000m ³ 未満	176,700円
100m ³ 以上 500m ³ 未満	127,200円
10m ³ 以上 100m ³ 未満	85,800円
1m ³ 以上 10m ³ 未満	53,400円
100ℓ以上 1m ³ 未満	37,200円
10ℓ以上 100ℓ未満	34,500円
10ℓ未満	22,700円

(5) 方法書第48条の耐震構造計算プログラム認証

区 分	手数料（1件につき）		
イ. 認証審査	A種認証	554,500円	
	B種認証	(イ)	721,200円
		(ロ)	1,439,000円
ロ. 確認調査	対象設備1区分につき 186,300円 対象設備の区分が1増すごとに、 これに46,300円を加算した額		
ハ. 変更審査	A種認証	340,300円	
	B種認証	(イ)	507,100円
		(ロ)	1,025,000円
ニ. 軽微変更審査	166,700円		

※A種認証：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）と同一の計算方法を用いるもの

B種認証（イ）：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）を一部変更した計算方法を用いるもの

B種認証（ロ）：上記以外の計算方法を用いるもの

(6) 方法書第49条の認定試験者に係る事前評価等

区 分	手 数 料 （1事業所1機器区分につき）	
イ. 当該製造事業所が国内にある場合	(イ) 新規認定	628,500円
	(ロ) 仕様範囲拡大認定	430,800円
	(ハ) 認定試験者の確認調査	567,200円
	(ニ) 前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、1機器区分増すごとに1機器区分につき	105,200円
ロ. 当該製造事業所が外国にある場合	(イ) 新規認定	562,500円
	(ロ) 仕様範囲拡大認定	345,700円
	(ハ) 認定試験者の確認調査	501,200円
	(ニ) 前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、1機器区分増すごとに1機器区分につき	80,100円

（事業所調査のための移動に係る人件費（事業所調査日分を除く。）及び旅費として、92,800円（東南アジア（タイ以东）・東アジア地域にあっては46,400円）に出張回数に乗じて得られた額及び当該事業所調査をするため職員が当該申請に係る事業所の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額は、申請者の負担とする。）

(7) 方法書第50条の大臣特認に係る特定案件事前評価

区 分		手数料（1件につき）
イ	強度計算方法	312,800 円
ロ	材 料 構 造 試験検査方法	211,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	419,500 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	520,700 円
ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	621,900 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,016,000 円
ト	包括特認	829,900 円
チ	コンクリート貯槽	1,037,000 円
リ	保安係員の選任	762,500 円
又	上記のいずれにも該当しない場合	211,600 円

(8) 方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価

区 分		手数料（1件につき）
イ	強度計算方法	312,800 円
ロ	材 料 構 造 試験検査方法	211,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	419,500 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	520,700 円
ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	621,900 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,016,000 円
ト	包括特認	829,900 円
チ	岩盤貯槽に係るもの	5,710,000 円
リ	公開詳細基準事前評価書の公開に係るもの	906,400 円
又	地震動の評価に係るもの	480,700 円
ル	上記のいずれにも該当しない場合	211,600 円

ただし、

上記(7)及び(8)において、大臣特認に係る特定案件事前評価の案件と容器等の基準・規格に係る事前評価の案件とを一体の案件として取扱う場合における当該両案件の手数料は、大臣特認に係る特定案件事前評価又は容器等の基準・規格に係る事前評価のいずれかとして算定することとする。また、現地評価を必要とする場合の手数料は、上記(7)及び(8)に掲げる額に、現地評価に要する時間に1人1時間あたり10,100円を乗じた額を加算した額とする。ここで現地評価に要する時間とは、現地にて評価の実施に要する時間と評価のために事務所と現地評価場所とを往復する時間の合算とする。

上記(8)において、容器等の基準・規格に係る事前評価の複数案件を取りまとめて同一の事前評価申請書で申請する場合(リに掲げるものを除く。)における手数料は、(8)に掲げる額に、取りまとめて申請する当該複数案件数から1を減じた数に30,500円を乗じた額を加算した額とする。

(9) 方法書第3条の2の基準の審査

区 分	手数料（1件につき）
一般詳細基準審査に係るもの	1,023,000 円

(10) 方法書第51条の高圧ガス設備の試験等

区 分		手 数 料	
イ. 内圧容器等	(イ) (ロ) 以外の内圧容器等	1 個につき	12,700 円
	内容積 500ℓ以上		10,100 円
	内容積 100ℓ以上 500ℓ未満		8,270 円
	内容積 10ℓ以上 100ℓ未満		7,540 円
	(ロ) 液化石油ガスバルク貯槽用液面計	1 個につき ^(※2)	7,540 円
	1 申請につき 1～ 5個目		3,770 円
	1 申請につき 6～ 10個目		1,880 円
	1 申請につき 11～ 50個目		942 円
	1 申請につき 51～ 100個目		733 円
	1 申請につき 101～ 500個目		628 円
1 申請につき 501～ 1,000個目	523 円		
1 申請につき 1,001個目以降			
ロ. 圧縮機等	吐出量2,500,000Nm ³ /D以上	1 個につき	56,900 円
	500,000Nm ³ /D以上 2,500,000Nm ³ /D未満		41,100 円
	100,000Nm ³ /D以上 500,000Nm ³ /D未満		27,300 円
	25,000Nm ³ /D以上 100,000Nm ³ /D未満		23,500 円
	5,000Nm ³ /D以上 25,000Nm ³ /D未満		20,200 円
	1,000Nm ³ /D以上 5,000Nm ³ /D未満		16,800 円
	200Nm ³ /D以上 1,000Nm ³ /D未満		11,900 円
	200Nm ³ /D未満		7,220 円
ハ. 管類	最 大 呼 び 径		1 ユニットにつき ^(※3)
	(イ) (ロ) 以外の管類		
	250A 以上		17,600 円
	200A 以上	250A 未満	14,900 円
	150A 以上	200A 未満	13,000 円
	100A 以上	150A 未満	10,700 円
	50A 以上	100A 未満	9,950 円
	40A 以上	50A 未満	8,380 円
	40A 未満		6,490 円
	(ロ) 管類 (複合機器の一部として申請の場合)		
	250A 以上		25,100 円
	200A 以上	250A 未満	21,300 円
	150A 以上	200A 未満	18,600 円
	100A 以上	150A 未満	15,400 円
	50A 以上	100A 未満	14,200 円
	40A 以上	50A 未満	11,900 円
40A 未満		9,320 円	
ニ. 弁類	呼 び 径		1 セットにつき ^(※4)
	250A 以上		18,000 円
	200A 以上	250A 未満	15,700 円
	150A 以上	200A 未満	12,700 円
	100A 以上	150A 未満	9,320 円
	50A 以上	100A 未満	8,170 円
	40A 以上	50A 未満	7,220 円
	40A 未満		6,800 円
ホ. 継手類 ^(※1)		1 セットにつき ^(※4)	5,230 円
ヘ. 複合機器における機器 接合		1 接合につき ^(※5)	1,040 円

※1「継手類」は、毒性ガス、圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドに係る配管の接合に使用するねじ接合継手であって、25A（2圧縮リング型式にあつては10A）以下のものに限る。

※2「個数」は、1日に試験を行う個数をいう。

※3「1ユニット」とは、複合機器の場合にあつては1基、その他の場合にあつては溶接接合により一体となった構造のもの1単位をそれぞれいう。

※4「1セット」とは、同一口径のものであつて、100A未満については10ヶ以内、100A以上250A未満については5ヶ以内、250A以上500A未満については2ヶ以内、500A以上については1ヶをそれぞれいう。

※5「接合」の数は、接合の箇所数又は構成機器の数（弁類及び継手類にあつてはセット数、管類にあつては口径の種類数）のいずれか小さい数とする。

備考）複合機器1基の場合における手数料額は、機器の種類及びその内容積、吐出量等に応じた手数料額（認定試験者等成績書及び高圧ガス設備試験成績書を受けている機器に係るものを除く。）と、接合の数に1,040円を乗じて得た額との和となる。

従つて、複合機器が複数基の場合における手数料額は、1基の手数料額に基数を乗じて得た額となる。ただし、弁類及び継手類のみで構成される複合機器が複数基ある場合にあつては、複合機器1基の手数料額に、弁類の総数に係るセット数を乗じて得た額とする。

(11) 方法書第53条の冷凍空調施設工事業所の認定

区分	手数料（1事業所につき）
イ. 新規認定	
(イ) フルオロカーボン冷媒	
① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設	37,100円
② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (③を除く。)	29,700円
③ 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	19,000円
(ロ) アンモニア冷媒	
① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設	37,100円
② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	19,000円
(ただし、イ(イ)とイ(ロ)の区分を同時に申請する場合は、イ(イ)とイ(ロ)の手数料額を合計した額とする。この場合において、イ(イ)又はイ(ロ)に該当する手数料額のうちいずれか低い方の額(同額の場合にあつてはイ(ロ)の手数料額)を13,600円とする。)	
ロ. 更新認定	
(イ) フルオロカーボン冷媒	
① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設	28,400円
② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (③を除く。)	24,700円
③ 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	14,000円
(ロ) アンモニア冷媒	
① 冷凍能力3ト以上の冷凍施設	28,400円
② 冷凍能力3ト以上20ト未満の冷凍施設 (パッケージ・ユニットのみのもの)	14,000円
(ただし、次の(i)から(iii)に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額(同額の場合にあつてはロ(ロ)の手数料額)を13,600円とする。 (i) ロ(イ)及びロ(ロ) (ii) ロ(イ)及びイ(ロ) (iii) ロ(ロ)及びイ(イ))	

ハ. 認定の区分変更	(イ) フルオロカーボン冷媒 ① イ(イ)②からイ(イ)①への変更 ② イ(イ)③からイ(イ)②への変更 ③ イ(イ)③からイ(イ)①への変更 (ロ) アンモニア冷媒 イ(ロ)②からイ(ロ)①への変更	11,000 円 11,000 円 22,000 円 22,000 円
	<p>(ただし、次の (i) から (v) に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれ該当する手数料額を合計した額とする。 (i) ハ(イ) 及びハ(ロ) (この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額 (同額の場合にあってはハ(ロ) の手数料額) を 10,200 円とする。) (ii) ハ(イ) 及びイ(ロ) (iii) ハ(イ) 及びロ(ロ) (iv) ハ(ロ) 及びイ(イ) (v) ハ(ロ) 及びロ(イ))</p>	
二. 認定の拡大更新	(イ) フルオロカーボン冷媒 ① ロ(イ)②とハ(イ)①を同時に申請する場合 ② ロ(イ)③とハ(イ)②を同時に申請する場合 ③ ロ(イ)③とハ(イ)③を同時に申請する場合 (ロ) アンモニア冷媒 ロ(ロ)②とハ(ロ)を同時に申請する場合	35,700 円 25,000 円 36,000 円 36,000 円
	<p>(ただし、次の (i) から (vii) に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、(i)、(ii)、(iii)、(v) 及び (vi) にあっては、それぞれ該当する手数料額のうち、いずれか低い方の額 (同額の場合にあっては二(ロ) の手数料額) を 13,600 円とする。 (i) ニ(イ) 及びニ(ロ) (ii) ニ(イ) 及びイ(ロ) (iii) ニ(イ) 及びロ(ロ) (iv) ニ(イ) 及びハ(ロ) (v) ニ(ロ) 及びイ(イ) (vi) ニ(ロ) 及びロ(イ) (vii) ニ(ロ) 及びハ(イ))</p>	

(12) 方法書第55条の容器所有者に係る氏名等の登録等

	区 分	手数料 (1件につき)
イ. 容器所有者に係る氏名等の登録	容器所有本数50,000本以上の者	86,200 円
	10,000本以上 50,000本未満の者	60,200 円
	5,000本以上 10,000本未満の者	42,900 円
	1,000本以上 5,000本未満の者	29,300 円
	100本以上 1,000本未満の者	24,000 円
	100本未満の者	5,020 円
ロ. 容器所有者に係る氏名等の登録更新	容器所有本数50,000本以上の者	48,700 円
	10,000本以上 50,000本未満の者	33,700 円
	5,000本以上 10,000本未満の者	24,300 円
	1,000本以上 5,000本未満の者	16,700 円
	100本以上 1,000本未満の者	13,000 円
	100本未満の者	3,770 円

3. 証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区	分	手	数	料
イ.	写真の貼付を要しないもの	1	枚につき	1,220 円
ロ.	写真の貼付を要するもの	1	枚につき	1,560 円

(2) 方法書第45条第2項及び第51条第2項の検査合格証等の再交付

区	分	手	数	料
	検査合格証等の再交付	1	枚につき	2,400 円

(3) 方法書第55条第2項の登録票の再交付

区	分	手	数	料
	登録票の再交付	1	枚につき	2,090 円

(4) 方法書第42条の2第3項及び第42条の3第3項の認定指定設備技術基準適合書の再交付

区	分	手	数	料
	認定指定設備技術基準適合書の再交付	1	通につき	2,400 円

(自主業務手数料)

Ⅲ 方法書第67条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。(手数料はすべて消費税込み)

1. 受講料等

(1)液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
	会員の場合	非会員の場合
液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習	8,680 円	13,000 円

(2)冷凍機器溶接士講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料	
	会員の場合	非会員の場合
冷凍機器溶接士講習	11,800 円	17,800 円

(3)CE保安講習

区 分	手 数 料	
	会員の場合	非会員の場合
CE保安講習	6,280 円	8,370 円

(4)特殊材料ガス保安講習

区 分	手 数 料	
	会員の場合	非会員の場合
特殊材料ガス保安講習	6,280 円	8,370 円

(5)特別冷凍装置検査員講習(検定料を含む。)

区 分	手 数 料
特別冷凍装置検査員講習	27,500 円

(6)ポリエチレン管講習実施者の確認

区 分	手 数 料
ポリエチレン管講習実施者の確認	17,400 円

2. 検査手数料

(1)ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査

区 分	手数料(1基につき)
イ. 気化装置の工事を伴うもの	81,400 円
ロ. イ.以外のもの	59,100 円

3. 検定手数料

(1)液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定

区 分	手数料(1件につき)
イ. 工場審査	63,200 円
ロ. 第1検定	78,200 円
一体型警報器(警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。)	
分離型警報器(警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。)	
検知部が1個のもの	78,200 円
検知部が2個のもの	84,600 円
検知部が2個を超えるもの	84,600 円に検知部が1個増すごとに6,190 円を加算した額
警報部分離型	
分離警報部	34,000 円
集中式	
中継部	
電気を供給される方式のもの	
外部負荷に電気を供給する回路を有するもの	37,900 円
その他	37,900 円
電気を供給されない方式のもの	
予備電源付	40,300 円
その他	40,300 円
受信部	
1級(地下室等用)	60,600 円
2級(その他共同住宅等用)	54,200 円

	吸引式漏えい検知装置	65,700 円
	バルク用ガス漏れ検知器	78,200 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
二. 品質確認検査	一体型警報器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	分離型警報器	
	検知部が1個のもの	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	検知部が2個のもの	
	変更があった場合	84,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	39,500 円
	検知部が2個を超えるもの	84,600 円に検知部が1個増すごとに 6,190 円を加算した額
	警報部分離型	
	分離警報部	
	変更があった場合	34,000 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	24,900 円
	集中式	
	中継部	
	電気を供給される方式のもの	
	外部負荷に電気を供給する回路 を有するもの	
	変更があった場合	37,900 円
	変更なし又は軽微な変更の場 合	29,900 円
	その他	
	変更があった場合	37,900 円
	変更なし又は軽微な変更の場 合	29,900 円
	電気を供給されない方式のもの	
	予備電源付	
	変更があった場合	40,300 円
	変更なし又は軽微な変更の場 合	31,200 円
	その他	
	変更があった場合	40,300 円
	変更なし又は軽微な変更の場 合	31,200 円
	受信部	
	1級（地下室等用）	
	変更があった場合	60,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	45,900 円
	2級（その他共同住宅等用）	
	変更があった場合	54,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	41,100 円
	吸引式漏えい検知装置	
	変更があった場合	65,700 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,100 円
	バルク用ガス漏れ検知器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円

ホ. 第2検定		1個につき
	一体型警報器 一体型警報器（誤報防止型） 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が1個のもの（誤報防止型） 検知部が2個のもの 検知部が2個のもの（誤報防止型） 検知部が2個を超えるもの 検知部が2個を超えるもの（誤報防止型） 警報部分離型 分離警報部 集中式 中継部 電気を供給される方式のもの 外部負荷に電気を供給する回路を有するもの その他 電気を供給されない方式のもの 予備電源付 その他 受信部 1級（地下室等用） 2級（その他共同住宅等用） 吸引式漏えい検知装置 バルク用ガス漏れ検知器 一体型（検知部が1個の分離型を含む。） 検知部	24 円 29 円 24 円 29 円 38 円 45 円 警報器1個につき38円に検知部が1個増すごとに11円を加算した額 警報器1個につき45円に検知部が1個増すごとに11円を加算した額 11 円 587 円 60 円 683 円 587 円 1回線につき 98 円 1回線につき 73 円 1,060 円 69 円 58 円
ヘ. 予備審査		1件につき、第1検定の区分に応じて、それぞれその手数料に12,600円を加算した額 この場合において、分離型警報器については検知部が1個のものの手数料を基礎とする。

(2) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の検定

区 分		手数料 (1件につき)
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第1検定	(イ) 疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が2個のもの 検知部が2個を超えるもの (ロ) 疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 分離型警報器 検知部が1個のもの 検知部が2個のもの 検知部が2個を超えるもの	81,800 円 81,800 円 103,800 円 103,800 円に検知部が1個増すごと に 6,620 円を加算した額 119,800 円 119,800 円 152,100 円 152,100 円に検知部が1個増すごと に 9,710 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合	63,200 円 42,700 円
ニ. 品質確認検査	(イ) 疑似信号が用いられるもの 一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が1個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が2個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が2個を超えるもの (ロ) 疑似信号が用いられないもの 一体型警報器 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 分離型警報器 検知部が1個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が2個のもの 変更があった場合 変更なし又は軽微な変更の場合 検知部が2個を超えるもの	81,800 円 38,700 円 81,800 円 38,700 円 103,800 円 46,500 円 103,800 円に検知部が1個増すごと に 6,620 円を加算した額 119,800 円 39,800 円 119,800 円 39,800 円 152,000 円 47,400 円 152,000 円に検知部が1個増すごと に 9,710 円を加算した額

ホ. 第2検定		警報器1個につき	
	(イ) 疑似信号が用いられるもの	一体型警報器	36 円
		分離型警報器	
		検知部が1個のもの	36 円
	検知部が2個のもの		43 円
		検知部が2個を超えるもの	警報器1個につき43円に検知部が1個増すごとに11円を加算した額
	(ロ) 疑似信号が用いられないもの	一体型警報器	50 円
		分離型警報器	
		検知部が1個のもの	50 円
		検知部が2個のもの	68 円
検知部が2個を超えるもの		警報器1個につき68円に検知部が1個増すごとに11円を加算した額	
(ハ) 警報部と検知部を分けて受検する場合	警報部1個につき	24 円	
	検知部1個につき	32 円	

注1: 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の誤報防止機能を有する型式については、当該警報器(複合型)の手数料と同等とする。

注2: 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の手数料は以下のとおりとする。

区	分	手数料	
第1検定	一体型警報器 分離型警報器	1件につき	
		81,800 円	
		検知部が1個のもの	81,800 円
		検知部が2個のもの	89,200 円
		検知部が2個を超えるもの	89,200 円に検知部が1個増すごとに6,620 円を加算した額
第2検定	一体型警報器 分離型警報器	警報器1個につき	
		33 円	
		検知部が1個のもの	33 円
		検知部が2個のもの	43 円
		検知部が2個を超えるもの	警報器1個につき43円に検知部が1個増すごとに11円を加算した額

注3: 警報部(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、警報部(複合型)の第2検定手数料は以下のとおりとする。

区	分	手数料	
疑似信号が用いられるもの	疑似信号が用いられないもの	警報部1個につき	4 円
		警報部1個につき	18 円

(3) 液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定

区	分	手数料(1件につき)	
イ. 工場審査		63,200 円	
ロ. 第1検定	一体型警報器 分離型警報器	78,200 円	
		検知部が1個のもの	78,200 円
		検知部が2個のもの	99,400 円
		検知部が2個を超えるもの	99,400 円に検知部が1個増すごとに6,620 円を加算した額
		検知部	73,600 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円	
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円	

二. 品質確認検査	一体型警報器 変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	分離型警報器 変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
ホ. 第2検定	検知部 変更があった場合	73,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	一体型警報器	警報器 1 個につき 40 円
	分離型警報器 検知部が 1 個のもの 検知部が 2 個のもの 検知部が 2 個を超えるもの	40 円 56 円 警報器 1 個につき 56 円に検知部が 1 個増すごとに 16 円を加算した額 検知部 1 個につき 32 円

(4) 液化石油ガス検知器に係る検定

区 分		手数料 (1 件につき)
イ. 型式検定		63,200 円
ロ. 工場審査		63,200 円
ハ. 個別検定	本体	検知器 1 個につき 1,220 円
	検知部	1 個につき 36 円
ニ. 予備検査		90,900 円

(5) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に附属する機器(制御部)の検定

区 分		手数料 (1 件につき)
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第1検定		37,900 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
二. 品質確認検査	変更があった場合	37,900 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	24,600 円
ホ. 第2検定		1 個につき
	一体型 (入力部が 1 個の分離型を含む。)	49 円
	入力部 (又は出力部)	38 円

(6) 情報表示盤の検定

区 分		手数料 (1 件につき)
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第1検定	親機 1 個及び子機 1 個のもの	50,500 円
	親機 1 個及び子機 2 個のもの	56,800 円
	親機 1 個及び子機 2 個を超えるもの	56,800 円に子機 1 個増すごとに 6,190 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
二. 品質確認検査	親機 1 個及び子機 1 個のもの 変更があった場合	50,500 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	35,400 円
	親機 1 個及び子機 2 個のもの 変更があった場合	56,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	35,800 円
	親機 1 個及び子機 2 個を超えるもの	56,800 円に子機 1 個増すごとに 6,190 円を加算した額
	ホ. 第2検定	親機 1 個及び子機 1 個のもの 親機 1 個及び子機 2 個のもの 親機 1 個及び子機 2 個を超えるもの

第2検定は、1人1日の検定手数料が 14,700 円未満のときは 14,700 円に切り上げるものとする。

4. 認定・審査等手数料

(1) CE施設保安点検等

区 分	手 数 料
処理容積 200m ³ 以上の設備	66,000 円
処理容積 200m ³ 未満の設備	36,600 円

(2) LPガスバルク供給用附属機器の型式認定

区 分	手 数 料
イ. 工場認定	1 申請につき 187,300 円
ロ. 型式認定	1 型式につき 69,100 円

(3) 小型高圧ガス容器の型式認定

区 分	手 数 料
イ. 工場認定	1 事業所につき 129,900 円
ロ. 型式認定	1 型式につき 65,100 円 1 型式増すごとに、これに 39,000 円を加算した額

(4) SFE/SFC認定

区 分	手 数 料
イ. SFE/SFCの装置本体	基本料金 以降、 装置本体の台数 1 システムにつき 101,800 円 1 台増すごとに、これに 40,700 円を加算した額
ロ. SFE/SFCで使用されるカラム	基本料金 以降、 カラムの本数 1 型式につき 30,500 円 1 本増すごとに、これに 1,010 円を加算した額

(5) 検査事業者の認定

区 分	手 数 料 (1 事業者につき)
イ. 高圧ガスプラント検査事業者の認定	(イ) 新規認定 基本料金 (1 事業所 1 認定区分を認定する手数料) 以降、 事業者が認定を申請する事業所 事業者が認定を申請する認定区分 1,068,000 円 1 増すごとに 52,300 円 1 増すごとに 52,300 円 を加算した額
	(ロ) 再認定 基本料金 (1 事業所 1 認定区分を認定する手数料) 以降、 事業者が認定を申請する事業所 事業者が認定を申請する認定区分 754,200 円 1 増すごとに 52,300 円 1 増すごとに 52,300 円 を加算した額
	(ハ) 甲種拡大認定 ① ②以外の場合 基本料金 (1 事業所又は 1 認定区分を 拡大する手数料) 以降、 事業者が拡大を申請する事業所 事業者が拡大を申請する認定区分 282,800 円 1 増すごとに 52,300 円 1 増すごとに 52,300 円 を加算した額
	② 次の認定のいずれかと同時に実施する場合 ・高圧ガスプラント検査事業者の再認定 ・液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定 事業者が拡大を申請する事業所 事業者が拡大を申請する認定区分 1 増すごとに 52,300 円 1 増すごとに 52,300 円 を加算した額

	(ニ) 乙種拡大認定 ① ②以外の場合 基本料金（1認定区分を拡大する手数料） 以降、 事業者が拡大を申請する認定区分 ② 次の認定のいずれかと同時に実施する 場合 ・高圧ガスプラント検査事業者の再認定 又は甲種拡大認定 ・液化石油ガスタンクローリ検査事業者 の新規認定又は再認定 事業者が拡大を申請する認定区分 (ホ) 承継 ① 確認調査を実施する場合 ② 確認調査を実施しない場合	157,100 円 1 増すごとに 31,400 円 を加算した額 1 増すごとに 31,400 円 を加算した額 251,400 円 47,100 円
ロ. 液化石油ガスタンク ローリ検査事業者の認 定	(イ) 新規認定 ① ②以外の場合 ② 高圧ガスプラント検査事業者の認定 (新規認定及び再認定に限る。) と同時 に実施する場合 (ロ) 再認定 ① ②以外の場合 ② 高圧ガスプラント検査事業者の認定 (新規認定及び再認定に限る。) と同時 に実施する場合 (ハ) 承継 ① 確認調査を実施する場合 (i) (ii) 以外の場合 (ii) 高圧ガスプラント検査事業者の承 継(確認調査を実施する場合に限 る。) と同時に実施する場合 ② 確認調査を実施しない場合 (i) (ii) 以外の場合 (ii) 高圧ガスプラント検査事業者の承 継と同時に実施する場合	869,500 円 434,700 円 607,500 円 303,700 円 209,500 円 104,700 円 41,800 円 20,800 円
ハ. イ. (イ)及びロ. (イ)の申請に係る検査員1人につき		2,080 円
ニ. 検査員認定		1人につき 5,230 円
ホ. 検査員証更新		1人につき 2,080 円
ヘ. 検査員証再交付		1人につき 2,080 円

(6) LPガス器具等技術審査

区 分	手数料（1件につき）
イ. 特認事前審査	259,700 円
ロ. 安全性依頼審査	228,300 円
ハ. イ及びロについて審査を要しないもの	82,200 円

(7) 品質システムの審査登録

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 事前現地訪問調査 (ニ) 審査料 ※ (ホ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員1人1時間につき 9,420 円 審査員1人1時間につき 18,800 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料 (ロ) 審査料 ※ (ハ) 登録証の発行 (内容に変更のある場合)	1年間につき 52,300 円 審査員1人1時間につき 18,800 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料及び(ハ)の事前現地訪問調査は不要。

※ 審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(8) 環境マネジメントシステムの審査登録

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 事前現地訪問調査 (ニ) 審査料 ※ (ホ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員1人1時間につき 9,420 円 審査員1人1時間につき 18,800 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料 (ロ) 審査料 ※ (ハ) 登録証の発行 (内容に変更のある場合)	1年間につき 52,300 円 審査員1人1時間につき 18,800 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料及び(ハ)の事前現地訪問調査は不要。

※ 審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(9) 労働安全衛生マネジメントシステムの審査登録

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料 (ロ) 基本料金 (ハ) 事前現地訪問調査 (ニ) 審査料 ※ (ホ) 登録証の発行	1件につき 73,300 円 1件につき 314,200 円 審査員1人1時間につき 9,420 円 審査員1人1時間につき 18,800 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料 (ロ) 審査料 ※ (ハ) 登録証の発行 (内容に変更のある場合)	1年間につき 52,300 円 審査員1人1時間につき 18,800 円 日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料は不要。

※ 審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき9,420円）は、申請者の負担とする。

(10) JISHA方式適格OSHMSの認定

区 分		手 数 料
イ. 新規の審査登録料	(イ) 申請料	1件につき 73,300円
	(ロ) 基本料金	1件につき 314,200円
	(ハ) 審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800円
	(ニ) 登録証の発行	日本語版1枚につき 3,300円 英語版1枚につき 3,300円
ロ. 審査登録の維持料	(イ) 登録維持料	1年間につき 52,300円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、(イ)の申請料は不要。

※ 審査料とは、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき9,420円）は、申請者の負担とする。

5. 証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区 分	手 数 料
イ. 写真の貼付を要しないもの	1枚につき 1,210円
ロ. 写真の貼付を要するもの	1枚につき 1,550円

(2) 冷凍機器溶接士

区 分	手 数 料
イ. 認定証明書（新規）	1枚につき 8,650円
ロ. 認定証明書（更新）	1枚につき 7,630円
ハ. 認定証明書再交付	1枚につき 4,270円

(3) 英文証明書

区 分	手 数 料
英文証明書	1枚につき 7,530円

(4) 高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書

区 分	手 数 料
高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書	1枚につき 1,250円

(5) 検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの

区 分	手 数 料
検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの	1枚につき 2,400円

方法書第65条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

ただし、I. 試験の手数料については、令和2年度以降の試験からの適用とする。

I. 試験

1. 製造保安責任者試験

区 分	手 数 料	
(1) 甲種化学責任者	書面受付	13,200 円
	インターネット受付	12,700 円
(2) 乙種化学責任者	書面受付	9,300 円※
	インターネット受付	8,800 円※
(3) 丙種化学責任者	書面受付	8,700 円※
	インターネット受付	8,200 円※
(4) 甲種機械責任者	書面受付	13,200 円
	インターネット受付	12,700 円
(5) 乙種機械責任者	書面受付	9,300 円※
	インターネット受付	8,800 円※
(6) 第一種冷凍機械責任者	書面受付	13,200 円
	インターネット受付	12,700 円
(7) 第二種冷凍機械責任者	書面受付	9,300 円※
	インターネット受付	8,800 円※
(8) 第三種冷凍機械責任者	書面受付	8,700 円※
	インターネット受付	8,200 円※

2. 販売主任者試験

区 分	手 数 料	
(1) 第一種販売主任者	書面受付	7,900 円※
	インターネット受付	7,400 円※
(2) 第二種販売主任者	書面受付	6,200 円※
	インターネット受付	5,700 円※

3. 液化石油ガス設備士試験

区 分	手 数 料	
液化石油ガス設備士試験	書面受付	21,400 円※
	インターネット受付	20,900 円※

II. 免状の交付等

1. 交付

区 分	手 数 料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	3,600 円
(2) 製造保安責任者（(1)を除く。）及び販売主任者	3,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	3,300 円※

2. 再交付

区 分	手 数 料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	2,550 円
(2) 製造保安責任者（(1)を除く。）及び販売主任者	2,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	2,300 円※

3. 書換（液化石油ガス設備士）

区 分	手 数 料
書換（液化石油ガス設備士）	1,200 円※

※は、都道府県が手数料条例で定めた手数料の額を示す。